



(被災住宅用地の申告)

第27条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が 令

第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2)～(6) (略)

2 (略)

附 則

1～7 (略)

(平成24年度から平成26年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税の経過措置)

8 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号)附則第10条第1項の規定に基づき、平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税及び都市計

る。

(被災住宅用地の申告)

第27条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が 地方税法

施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2)～(6) (略)

2 (略)

附 則

1～7 (略)

(平成27年度から平成29年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税の経過措置)

8 地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第18条第1項  
の規定に基づき、平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税及び都市計

画税については、法附則第18条の3及び第25条の3の規定は、適用しない。

画税については、法附則第18条の3及び第25条の3の規定は、適用しない。

(第2条関係)寒川町町税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現行			改正案		
～略～			～略～		
附 則			附 則		
1～4 (略)			1～4 (略)		
(軽自動車税に関する経過措置)			(軽自動車税に関する経過措置)		
5 新条例第29条の規定 _____ は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。			5 新条例第29条の規定(第2号ア(イ)及び(ウ)に係る部分に限る。)は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。		
(加える)			6 新条例第29条の規定(第1号、第2号ア(ア)、同号イ及び第3号に係る部分に限る。)は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。		
6・7			7・8		
8 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第29条及び新条例附則第12項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			9 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第29条及び新条例附則第12項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
(略)			(略)		
新条例附則第12項の表以外の部分	第29条	寒川町町税条例の一部を改正する条例(平成26年寒川町条例第 号。以下この項において「平成26年改正条例」という。)附則第8項の規定により読み替えて適用される第29条	新条例附則第12項の部分	第29条	寒川町町税条例の一部を改正する条例(平成26年寒川町条例第 号。以下この項において「平成26年改正条例」という。)附則第9項の規定により読み替えて適用される第29条
新条例附則第29条	第29条	平成26年改正条例附則	新条例附則第29条	第29条	平成26年改正条例附則

則第12項 の表第29 条第2号 アの項	第2号 ア	第8項の規定により読み 替えて適用される第29 条第2号ア	第2号 ア	第9項の規定により読み 替えて適用される第29 条第2号ア
	3,900 円	3,100円	3,900 円	3,100円
	6,900 円	5,500円	6,900 円	5,500円
	10,800 円	7,200円	10,800 円	7,200円
	3,800 円	3,000円	3,800 円	3,000円
5,000 円	4,000円	5,000 円	4,000円	

改正附則

	<p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例のうち、第1条の規定は平成27年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。</p> <p><u>(町民税に関する経過措置)</u></p> <p>2 改正後の寒川町町税条例(以下「新条例」という。)の規定中法人の町民税に関する部分は、平成27年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。</p> <p><u>(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)</u></p> <p>3 新条例附則第8項の規定は、平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成26年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。</p>
--	--